

令和元年度 尼崎市社会保障審議会 第1回地域福祉専門分科会 会議録

1 日時

令和元年8月26日（月）午後6時から午後8時まで

2 場所

尼崎市立すこやかプラザ 多目的室

3 出席者

(委員)

小川委員、荻田委員、奥西委員、木下委員、佐野委員、高尾委員、中尾委員、西村委員、前田委員、松原委員、山口委員、山崎委員（五十音順）

(事務局)

福祉部長、南部保健福祉センター所長、福祉課長、高齢介護課長、包括支援担当課長、障害福祉政策担当課長、南部保健福祉管理課長、南部保護第1担当課長、協働推進課長、福祉課課長補佐、福祉課係長、福祉課担当者

(尼崎市社旗福祉協議会)

地域福祉課長

4 議事録概要

(事務局)

現在の出席委員は11名であり、尼崎市社会保障審議会規則第4条に定める定足数を満たしております。

本日、東委員、伊藤委員、上田委員、松澤委員がご都合によりご欠席となります。

また、本日の会議の傍聴人は0人でございます。

(事務局)

また、審議に先立ちまして、新たに委嘱されました委員をご紹介します。まず、尼崎市議会選出の委員に異動がございました。

佐野剛志委員でございます。

中尾健一委員でございます。

次に、尼崎市身体障害者連盟福祉協会からご推薦いただきました

高尾絹代委員でございます。

また、本日は地域福祉計画と関連のある福祉担当部局や、生活保護制度の状況や地域振興体制の再構築等の取り組みについて、ご報告させていただきますので、市職員が多数参加しております。出席市職員につきましては、一覧をご覧ください。よろしく願いいたします。

併せて、第3期「あまがさきし地域福祉計画」の点検・評価についてご報告いたしますので、地域福祉推進計画とより連動を図るため、社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会地域福祉課の針谷課長にも出席をいただいております。よろしく願いいたします。

それでは、本日の資料について事務局より、確認をお願いします。

<事務局より資料の確認>

(事務局)

それでは、これより、以後の議事進行は、松原会長をお願いします。

松原会長、よろしく願いします。

(会長)

本日は、第3期「あまがさきし地域福祉計画」の点検・評価や、尼崎市無料低額宿泊所の整備に関する基準を定める条例について審議いただくほか、南北保健福祉センターの取組や、今年度から取組に力を入れている地域振興体制の再構築について、それぞれご報告いただきます。

(会長)

それでは「次第3 報告事項(1) 南北保健福祉センターからの報告」として、「生活保護の現状と課題」及び「生活困窮者自立支援制度の実施状況」について、説明願います。

なお、質疑の時間は最後にまとめてとりたいと考えておりますので、ご協力よろしく願います。それでは、説明をお願いします。

<事務局より「生活保護の現状と課題」について説明>

(会長)

ありがとうございました。委員の皆様、何かご質問等はありませんでしょうか。

<質疑応答>

(委員)

生活保護のことで、ケースワーカーの件で一人につき120人ぐらいを受け持っているということですね。民生委員の立場からすると、ケースワーカーさんが早くに代わる、一年で交代してしまうのはどうしてでしょうか？

(事務局)

ケースワーカーの人事配置について説明させていただきます。ご存知の通りケースワーカーについては非常に若返っている。毎年一定市役所の中で異動がある。その中でも、地区担当制の中では基本、2年とさせてもらっている。地区を交代して、新たな人の視点でケースワーカーをするという事と、今回は新規採用職員を配置しましたが、ケースワーカーとして育成するにあたって前担当の方が地区についての引継をしつつ支援の仕方であるとか、こういった市民がいるといったことをレクチャーする形であり、引継も踏まえて2年程度で交代させてもらっている。指導をする職員がその地区を知るといったことも必要になりますので、その兼ね合いと職員の人事異動も踏まえて2年程度としています。

(委員)

なかなか民生委員との連携が取りにくい場合がある。生活保護の方もいろいろと身近で感じることがある。ケースワーカーの人たちには数字だけを見るとか支給するだけでなく、そういった意味ではなく、もう少し寄り添って貰えないと民生委員の負担が今とても大きくなっている。そこも考えてもらえないかと思う。

高齢者の保護者も増えています。わたしたちは見守りも色んなケースがあるので、やはり中身をもっと少し知って欲しい。わたしたちが感じているのは「支給だけすれば、この制度さえ使っていればそれで良いんでしょ」という感じに受けとられてしまいます。多くの民生委員からそういった苦情をきくので、一方通行にならないように、たくさん受け持っているのは分かるが、たくさん人数をもっていることに対してどう考えているのか。

(会長)

いまケースワーカーごとの件数は何件。

(事務局)

116世帯です。

(会長)

だいたいケースワーカーごとの全国的な平均値はどれくらい。

(事務局)

少し前の数字となりますが中核市平均で96世帯です。

(会長)

ケースワーカーごとの労働をもっと減らすぐらいの職員配置をして、きめ細かな自立支援へのフォローができないかといった、且つ、民生委員の負担も軽減することは出来ないか、といった趣旨の委員からの意見となりますが。

(事務局)

民生委員の方には日ごろから色々な活動の中で生活保護世帯についても配慮してもらって

ると我々認識しているが、ケースワーカーについては若い職員がでてくる中で言うと色々な関係機関と民生委員も含めて、ご指摘のようなこともありえる。民生委員と連携していくといったことであるとか、高齢世帯に関しても、訪問活動については嘱託員の方でもらっています。色々なケースにおいて、今回の事例であるとか支援を集中しなければならないといったこともあるので、その辺りはケースワーカーが直接動くことを査察指導員からケースワーカーに指導している。

なにぶん、若いケースワーカーが多いなかで不手際もあると思いますが、今後ともそういった視点について我々はケースワーカーを育成していきたい。それと配置については現状の配置人数が十分だとは思っていないが、もっと人事当局にも説明もして、しっかりとした配置人数の要望をしていく。残念ながら、ここ2～3年に関しては新たな定数の増加はされていない。現状を踏まえて、我々の中でケースワーカーが出来ることを、組織として集中してやることを、含めた上で努力した上で、新たな配置についてもお願いしていきたいと考えている。

(委員)

若いケースワーカーをもっと育てて欲しい。よろしくお願いします。

(会長)

たぶん民生委員として、しんどい要因は、今度成り手がなくなってきて結局は長い目線できると、役所にもその影響がかかってくる。端的には、こういったしんどい配置でやっているわけでしょうけど、いろんなマイナスな波及効果があるので、今年の民生委員の一斉改選にあたって、どれだけ埋めることが出来るのかが大切になってくると思う。

(委員)

資料4生活困窮者自立支援制度(P16)の左下のところですが、「センターの開拓求人」について生活保護の受給者の方を紹介されて素晴らしいことだとも思います。生活困窮者の自立支援の生活保護の絡みという視点では、すごく良い数字を出されていると思います。資料3(P6)生業扶助の金額が、全体の額に対しましてかなり低い。正直、保護率の高い自治体に関しまして生業基準が低い。生業扶助とは、どういったことをされているのか。それから額の推計が、生活困窮者自立支援制度の絡みで推移されていると思うのですが、生業扶助の存在意義について、その辺りは、どう考えているかご意見を伺いたい。

(事務局)

生業扶助に関しましては、大きく2種類に別れている。一つは高校進学時の所謂、一般的に教育費に該当するものと、それと就職へあたりましての支援であり、資格を取得するための支援というのが含まれています。多くのものは、今おっしゃられたように困窮者支援制度が出来て、そこの連携が一つありまして、そこは扶助費の中には現れていません。もう一つあるのは就労支援事業の、資料3(P7)にある就労支援事業ということで生活保護者に対しての就労支援で、例えば面接技法であるとか、履歴書の書き方などの、そういった具体的な支援が、事業の中で含まれています。そこについては、扶助費の中では出てきていないのですが過去でいうと直接的な追っかけでの支援が、直接的なサービスであるとか、就労準備支援での支援に移行している傾向があると考えています。

(委員)

一般的な話ですが、高齢化に伴ってくるにつれて「国立社会保障・人口問題研究所」という所が将来の生活保護の比率が15%ぐらいまで上がるといった記事を読んだことがある。今から対策をしなければ大変なことになると感じている。現状と課題ですが、将来を見据えて何か取り組みをされているのか、あれば教えて欲しい。

(事務局)

少し大きな話になってきますが、現場の方で生活保護受給者に対する支援としては、当然、自立支援といったことが中心になってくる。例年、高齢者が増えてくるなかで例えば年金の加入率の問題ですが、国民年金であれば満額受給していても、最低生活費に満たない世帯、単身世帯なんかが出てくる状況がある。将来的には、そういった世帯が増えてくると我々も想定していますが、その点については福祉事務所としては何らかの施策をうてる状況ではなく、どちらかと言うと社会保障全体の問題として、どうしていくのか考えていくべきだと考えている。いまの現状として福祉事務所としては、そこに関してなにか考えていることがあるかという

今はない、といったお答えしか出来ない。

(会長)

ありがとうございました。

時間の都合もごございますので、本案件は以上とし、次の議事に移りたいと思います。

(会長)

それでは「次第3 報告事項(2) 地域振興体制の再構築についての報告」について、説明をお願いします。

〈事務局より「地域振興体制の再構築」について説明〉

〈質疑応答〉

(委員)

まず各小学校区に一人、担当を、4月から始まったので、まだまだ分からない状態が多いと思いますが自分のところの地域に関して言えば、よく動いてくれていると感じていますが、分からない中で模索しながら動いてくれていると思うのですが今後を期待していきたい。

もう一つは、顔の見える環境づくりがどうなったのか。非常に気になることを言っているのですが、現実に現場でやっていると何度呼んでも出てきてくれない、声をかけても出てきてくれない。入口すら出てこようとしてくれない、こういった人がいくらでもいる。そういった所を、こういったことをどうするのか。もちろん、片一方では昔ながらの隣近所、向こう三軒両隣という関係が十分に保たれている所もある。そういった所は言い方が悪いが放っておいても大丈夫だが、どうしても出来ない所に関しては、我々と市の方と一緒にやっていければいいと思う。特に男性で、そういった人が多い。その辺の所をなんとかしていきたいのが私の気持ちである。

(委員)

日々、地域担当の方と一生懸命に頑張っていると思うが、ある種なんと言うか、バンって入っていくと御用聞きみたいになってしまうケースもあるのではないかと思います。その辺の線引きとか指針はお持ちなのでしょうか。

(事務局)

自治のまちづくりということを、基本に見据えていますので、基本的には御用聞きにならないようなサポートを所長や課長が地域担当職員に対してしようとしている。本市から飯田市に派遣をして色んな状況を学んできたのはご存知かもしれませんが、飯田市から学んだことの一つとして一番大きいところは、飯田市の場合は、御用聞きになっていなかったところです。どれだけ入っていくか、お祭りの準備を一から十までしてよ。と言われたことも実はある様ですが、そこに対しての必要な支援を、あちこちから集めるといったことをモットーに各地域担当職員が動いていると聞いています。

(会長)

これは飯田市が一つのモデルとして学ばれたと思うので、飯田市の町内会の参加率や組織図はどれぐらいなのでしょうか。

(事務局)

8割を超えると聞いている。

(会長)

尼崎市の参加率は5割になります。地方都市と中核市との中でどこまでモデルとして汎用性があるのか、一つ難しいところであり、飯田市から学んで、しかし尼崎独自のやり方をやっとなければいけないとは思いますが。

(事務局)

それは、おっしゃる通りだと思います。尼崎独自の進め方を、やっとなければならないと、どこの地域課も考えていると聞いている。やはり取っ掛かりは子育て世帯をどのように巻き込んでいくかといったところ。学校という拠点、PTAという拠点をどのように一緒に考えていけるかを肝に動いていると聞いている。

(会長)

それから組織率に関係するかもしれませんが、市民の移動ですね。入ってくる、出ていく、あるいは亡くなる、といった、どれだけ定着をしているかが大きなファクターになるのだと思います。つまりその人達が子ども会とか、先ほどのようなお母さんが妊婦の時からずっと市民としていてくれたら、色んな所と属していける、しかしそれが移動が激しければ、途中から移ってくる出ていくとなると、なかなか地域の中の様々な集団員の帰属が出来ない、そこが自治と町づくりを作っていく上で難しい要素かもしれない。

(委員)

それと統計などによると単身世帯がどんどん増えていると思う。昔に比べると結婚をする年齢が上がっているのと同時に結婚しないままにいく単身世帯が増えていると言うのが、やっぱり色々な町内会のことに関わってくる、少なくなってきた原因であろうと思う。特に男の単身で、ある程度の年齢以上になってくるとなかなか地域に出ていかないと聞いたことがある。そんなところも大きな課題だと思っています。

(会長)

いずれにしてもコミュニティを耕していく、ある種の市民運動的な側面を行政が抱えていく、ある意味では矛盾でもあるし。しかし、そこまでしないと自治が進まないという、これもまた首長のご判断だと思います。そういうところまで来ている。いわんや、冒頭に戻ると参加したいけれど、一考するのが難しい人にとっての背中を押していきたいと言ったことだと思うのですが。

(委員)

地域福祉との絡みで言うと、地域の課題でいうと地域福祉ネットワーク会議であったり社協で6支部に12人いる地域福祉活動専門員がいろんな事を事務の方と一緒に進めていくことがあるので、教育体制、ワーカーの育成であったりとか課題の共有化、地域状況を一緒にすり合わせていくといったことは、ぜひ一緒に協働で進めていただけたらいいなと考えております。

(会長)

一番最初の生活困窮や生活保護の問題に関する事などは、地域の課題の一つになるのでしょうか？

(事務局)

もちろん、それもひとつ地域の課題だと捉えております。個々のケースに充てられるのと、こちらも含めてそれを周りの地域の皆さんが課題と認識して、どう働きかけていくかという所を、考えていくような投げかけをしていくのが地域振興センターの取り組みだと認識しています。

(会長)

具体的には子どもの貧困とか子ども食堂といったことになるのだと思いますが、なかなか線引きが、個別は、じゃあどこがして、どんな風に横繋ぎで、どれだけ複合課題を抱えていると、最初に話があったと思いますが、それをどんな風に、また住民が地域の課題として捉えるかが、どこでもそうですが大きな課題だと難しい問題だと思います。

時間の都合もございますので、本案件は以上とし、次の議事に移りたいと思います。

(会長)

それでは、「審議事項(1) 第3期「あまがさきし地域福祉計画」の点検・評価について」に移ります。

昨年度から、第3期「あまがさきし地域福祉計画」の点検・評価については、この点検・評価シートを元に、PDCAを回っております。それでは、事務局から説明をお願いします。

<事務局より第3期「あまがさきし地域福祉計画」の点検・評価について説明>

(会長)

事務局から、点検・評価シートについての説明がありました。ご意見やご質問等ございますでしょうか。

委員、ビジネスの世界ですと、評価というのは結構数字でハッキリと表れたり、書かれていたりして色々な所で指標があるかと思いますが、これについてはなかなか分かりにくい所です

が。

(委員)

この中で気になることが1件あるのですが、P14「支え合いを育む人づくり」の中で、2番の「基本事業 尼崎チャレンジ町づくり事業補助」への申請団体数があります。今回の基準値では51件とありますが今回は少し下がったのでしょうか。平成29年度では53件あったものが、平成30年では49件と下がっています。目標値では55件と多いのですが、申請団体数のうち、申請するのは年配の方が多くはないかと私自身では思っています。この年齢層的に申請をお願いしたのは若い層もいるのでしょうか。市の活性化といった意味合いでも、若い団体の方が増えれば、先ほどのアンケートにもありましたように、自分も参加したいけれど、どうしたら良いのか分からないといったことか、そういったことが少しでも実際に参加してくれる方が増えるのではないかとと思うのですが。その辺のことを聞きたいと思うのですが。

(会長)

P15両ガッコ1に、減少したけれど高校生グループからの申請件数が4件増加したとあります。

(事務局)

「自治の町づくり条例」をきっかけにシチズンシップ。地域への関心を、もっと若い世代に持ってもらいたいと強く思っています。その為に教育委員会などと連携しながら、そういう補助制度を高校生向きにやろうとしまして、カリキュラムの一環として取り組んでくれる学校もある一方で、個人で団体として取り組んでくれる高校生達もいます。そういうことを通じて、地域の関心を若い世代から盛り上げていきたいと考えております。その結果が4件増とありますが、おっしゃった通り、年配の世代に関しては担い手の固定化もありまして件数としては少しずつ減っているということも事実です。

(委員)

すみません。わたしの見落としでした。ありがとうございました。

もう一件ありますがよろしいですか。こども食堂の件ですが、企業もしております、企業の団体として支援しております。こども食堂の告知ポスターというのを会社の扉にも貼っております。しかし貼ってはいますが、内容的にいつ頃だったか、事務員の方から聞いたのですが、子どもが突然「ごはん食べさせて。」と来たそうです。事務員さんは、「どこでしているか分からない。」と言って帰ってもらったそうです。わたし自身も、テレビとかで最近よくしているので、こども食堂があるっていうのは分かっていますが、実際にどこへ行ったら食べさせていただけるのか、その情報までは分からないので、行きたいと思っている子どもさんに情報発信は出来ているのか、その辺も聞きたい。

(会長)

市民への周知は一つの大きな改善テーマでありましたが、こども食堂に関しまして、とりわけ子どもへ対しての周知はどのような形にしているのか。

(委員)

やっている者として。地元の小学校にビラを配ります。対象は地域によって違いますが、我々の所は小学生を対象にしております、従って地元の小学校に校長、教頭を通じて全員にビラを配ります。そういった形で、どこで何時やっているかを知ってもらいます。小学生以下の子どもは父母が連れて、幼稚園児は父母と一緒に参加して周知してもらっている。範囲そのものを、むやみに広げるのではなく、小学校区でやっている。そういう方法はかなりの多くのこども食堂で取っていると思います。いわゆる貧困の子どもを対象とやるのではなく、みんなが来てもらうようにして、その中には生活保護の家庭の子どもも含まれています。そういったかたちでやらないと、貧困の子どもだけを対象にすると、周りから「あいつの家は貧困だ」と父兄が気にされることが多い。そういったことは関係なしに、みんなが平等に知らせてするようにしております。

(委員)

こども食堂に関しては、小学校と繋がっていると周知がうまくいっている。社協の掲示板にも利用させてもらっている。ただ、小学校の子どもを持たない方にとっては、いつ誰がどのよ

うにして、こども食堂をやっているか分からない。尼崎市内全部で40か所がされているかと思いますが、そうすると先ほどボランティアしたいんだけど、きっかけがないという方がいると言っていました。子ども食堂はここでやっているということを知ると、子ども食堂はボランティアしやすい部類に入るので、その喚起にも繋がるし、見ていると孤独感を感じている人の割合が悪くなっているとあるので、みんなでご飯を食べるといったことから、いろんな課題が解決するのではないかと思っています。なので、一度どこかで子ども食堂のマップを作っていたと思いますので、市でHPを通じて、こんなことをやっているという周知を徹底して、せつかく小学校区に地域担当を一人ずつ配置されますので情報を常に上げていくといった体制をとると、かなり良くなるのではと思っています。

(事務局)

ご意見をいただきました通り、こども食堂が小学生を対象とした場合、小学校区からの圏域から、なかなか出れないので、小学校区ごとに小学校に周知してもらおう事が今できることかなと思っています。先ほどの委員からのご意見が出ましたように、そういった活動をやっているといったことを、知り得られない方もいるかと思っていますし、当然、母子家庭とかで忙しくされていて、そういった通常もなかなか聞く機会もない方もなかったりすると思います。そういった場合は、当然、各社協の地域福祉活動専門員が地区ごとの子ども食堂のやっている場所だったり時間帯だったりの詳細を押さえております。そういったところに、まず相談してもらえたらなと思います。

今後、各地域センターの地域担当職員と地域福祉活動専門員が同じフロアにいまして、日々、業務の中で連携を取るようなことも進めていくなかで、色々なチャンネルを通じて周知していけたらなと思っています。子ども食堂をどこまでオープンにしていくことに関しては、各団体さんの意向等もありますので。例えば、クローズドで自分たちの支援している子どもだけを支援している所もあれば、委員がやっておられるような、多くの方が来ていただけるようなオープンにやられている場所もある。子ども食堂のことも社協のことも含めまして、周知については検討していきたいと思っています。ただ、そこのボランティアをしたいといった方がいらっしやいましたら、社協の各支部にいていただけましたら、ご案内等をさせていただいておりますので、そういったところにご相談いただけたらなとは考えております。

(会長)

この評価については、どうですか。委員のみなさま、順番にお願いします。

(委員)

資料として市が今取り入れようとしているのはPDCAサイクルを回していこうとしている中で文字数が非常に多いとはいえ、まとまりのあるような形の資料だとは非常に思っています。けれども、個別で一個ずつ突っ込んでいくとつっこみどころも果てしなくあって完璧な事業なんて、どのみち無くて、そこは仕方がないことなのですが。例えば、一つ目P12「サマーセミナー」の件を取り上げている、一番下の取り組みで、②にあたる所ですが。分かりやすく数字にしやすいもの、確かにあるかと思っています。サマーセミナーの述べ参加人数といったところで目標値としている。そもそも的に、PDCAで回していく事が問題点になるような所を重点的に数値化するべきで、増えたら良いついていうものが目標値になっていると言うのが、どうなのかなど。

特にサマーセミナーも定着してきているので。そろそろ質の方であったり、そういった所に関するような数値を目標にしていくべきだと思います。そういう観点でいくと、たくさん上がっている数字の中で、本当に数字が取りにくいものも、確かにたくさんあるかと思うので難しいと思いますが。安易に取りやすい数字だけを目標とするのは問題ではないかと思っています。回答を求めているのではなく、提起として一言いわせていただきます。

(委員)

分かりやすい資料をありがとうございます。

2点ありまして、ひとつ目立った言葉に「情報」というのがあり、「周知の徹底」そして「情報の一元化」という情報をどのように効果的に発信をしていくのか、この中でも各ページぐらいに情報に関する事が書かれておりました。ですので、具体には中には学びの検索サイトをと言うようなフォローがあれば、周知の徹底を課題であれ終わっている所もありましたの

で一元化といった意味をどんなふうにするかが気になった所です。

二つ目が、障害関係に関連するところが権利擁護ですとか、合理的配慮の差別解消法に関するところでは取り上げられるものの、例えば最後のページとなりますが、要配慮者ですとか災害時要援護者の支援の推進など、この辺りが具体的に障害者へのことが書いておりませんでしたので、障害に関する記述が全体的に、障害には障害の計画もあるのですが、それは各高齢にも児童にもあることなので、地域ってという視点で障害者の方がってということが少し弱いかなと感じております。

逆に、誰もが主体の取り組みといった所に関するところの地域を支えるネットワーク等も含めまして高齢施設ですとか、こどもの施設は、例えば避難する場所など設定されているので、要は支援側にもなっているわけで障害用の施設も支援をうけているだけではなくて、やはり地域貢献できる一つの資源ですから、やはりそういった視点も入れて頂ければありがたいなと思いました。

(委員)

直接この評価のことではないと思いますが、この議論を聞いて考えておりました。町づくりにどういう風に参画していくかということで、これから社会経済情勢というものが、どのように進んでいくのか厳しい状況になったときに、やはり地域の活動に参加していくのは、なかなか難しい世帯が多くなるのではないかと思います。その時に、どの年代からアプローチしていけば良いのか、そちらの方で例えば子育て世帯が学校とかPTAとおっしゃられて、いわばお母さん方ということになるのかもしれませんが、それぞれの若い世帯を、いかに巻き込んでいく、この言い方は横柄かもしれませんが、参加してもらおう。それぞれの年代、年齢層ごとに、そういうアプローチの仕方を設定していったら評価していくことが大事なのかなと思いました。子育て世帯に関しましては、父親の参加も必要になってくると思います。いずれにせよ広く考えていくと福祉教育に関することになるかと思いますが長い目で評価をしていく視点が必要だと思うのが感想です。

(委員)

今日、初めてここに来させてもらいますが、一昨日このすごい量の資料が我が家に届きまして一生懸命に全部読ませてもらいました。ただ、残念に感じましたのは、先ほど委員が言われたことが、わたしの中にも、まったく同じ思いがありました。障害者に関するところが、あまりにも少ない。どれだけ地域で障害者に対していろいろ支援をしていただけるのか、といったことが、はっきり言ってここには載っていません。非常に残念に思いました。実は、わたくしは障害者自立支援者協議会の暮らし部会の部会長をさせていただいております、顔のみえる関係づくりを一応目指しております。そして、それに対しても少し感じていたのですが、そのことに対して今日参加させていただいて、もう少し身になるもの、私たちが求めていることが出来れば良いなと思い参りましたけれども、それも残念ながら触れられておりませんでした。今後、わたくしも委員として参加させていただきますが、是非そのこともお願いしながら意見を申し上げたいと思います。

(会長)

地域福祉計画というのは、そもそも個別の計画の上位計画というふうになっています。そういった意味では個別の計画で、障害者なり、高齢者なり、とりわけ介護保険関係、そういったものは押さえていく前提でこれがあるわけだと、だったら上位計画として障害者の文面での扱いが、どうなのか、そういう問題定義だと。子育てもそうだと思うのですが、ある貧困問題等も、個別にある部分を地域という視点で、どんな風にかけるか。たいへん難しい問題でもありますが、一応、こういった計画があって、そこでの事業計画があって、やっていることはありますよね。その際に障害者はどうなのか、避難計画はどうなのか、こどもの貧困のことはどうなのか、というのを計画の評価のところまでどこまで出せるかと。どなたか答えがある方はいませんか。

(委員)

答えを出せるかどうか分かりませんが。前回わたしは噛みついてしまいましたが、今回は評価を前提にされた書き方をなされておりますので、だいぶ評価しやすくなったのではないかと思います。目標値設定ができるもの、出来ないもの、と別れてはいますが、やはり前回の噛み

ついたのは、かなりナルシスト的な自己過大評価をされていましたので、要らないことを言っ
てしまいましたが、マイナス評価の中に課題がたくさんあるかと思うので、そこを一個ずつ、
細かい話になりますが、地域福祉であり、色んなテーマを一個ずつ、マイナス評価がこれ出来
ていない。といった感じのことを、あるいは問題が全然進んでいないといった事を積み重ねて
いくのも一つの方法ではないかと思う。小さな声を一人の声も拾っていくような形で、やって
いかれて上位計画としてあげていくのも一つかなど。いわゆるボトムアップですね。市民ひと
りひとりの声、もしくは、ひとりひとりが気づかれた事を、ひとりひとりの問題になることを、
真摯に捉えて形にしていくのが一つなのかなど。あと先ほど今回のご指摘があった情報の問題
であるとか、色々ありますが具体性が伴っていないので、これはこれで良いかと思いますが、
どんな情報が入って、どんな情報を発信していくのか、実際の活動の中で具体的にしていけば
多分、こういった形でなされている、こういった形で出来ていないんだなど、そういった形で
出来てくるのではないかと。

それから前回に比べて「連携」といった言葉が非常に減ったのが特徴だと感じます。連携ぐ
らい漠然としたものはない。電話をしたら連携なるのか、といった形になってしまうので、そ
こら辺も今回はより具体的に踏み込んできている部分があると、わたしは評価をしています、
いろんな小さな声を集積していくシステムを作っていくこと、そこから、またみんなで課題を
考えていくことだと思います。正直、一個ずつ読ませていただきまして漠然としたページもあ
りましたので、もう少し具体性が欲しかったのが正直な気持ちです。

(事務局)

先ほど、委員からいわれたような、当然、色んな当事者の視点というのはとても重要に
なってくると。我々としても、そういった視点を持っていくべきだと思っています。ただ、地
域福祉計画といった、横ぐしに刺すような個別に特化した計画ではないといった点もあって、
なかなか障害者に特化した書きぶりが十分に出来てない所もございます。ただ今回の事務局の
メンバーを見ていただいたら分かると思いますが、障害の計画の担当課長もはいついていただい
ていますし、また地域福祉計画の庁内推進会議におきましても、それぞれ関係する子どもであ
ったり、様々な計画の担当課長にも入っていただいた中で、先ほどいただいたご意見も踏まえ
まして、計画の進捗の中では、更にそういった視点を盛り込んで、いけたらなというふうに考
えております。また、そういった貴重な意見をいただけると、非常に有り難いと思ってお
りますので、今後とも宜しくお願いします。

(会長)

いま委員のみなさんがご指摘された発言は、その通りであり。実は評価自体の難しさと、地
域福祉計画のもっている性質のある種の総合性。あるいは、もう少し言うと網羅的な各部署か
ら集めてきて地域福祉計画の形になっておりまして。そういったモザイク性というのか、積み
上げていく全体像がなかなか見えにくい所と一元化された地域福祉資源があるわけではありま
せんので、そういう上位計画もあるんだけども、権限も、業務も別に上位なわけではなく、そ
ういった中途半端なところ辺に地域福祉計画がある。そんな問題もあるわけで評価自身の難し
さと、とりわけ評価はまったくこういったところから、問題を掘り起こしていけば次の課題が
見つかると、その通りだと思います。なかなか、こういった問題が、そういった事業が進ん
でいないとなって、市民からも、議会からもたたかれるとなるので、評価としてこれだけやり
ましたと見えるかたちにしていく必要がある。それも数値としては落としにくい。

アウトプットは出来るけれど、市が具体的にどんなふうに変ったのか、生活は変わったの
か、そういったことはなかなか評価に馴染まない。そういった評価自身の難しさと、本当にあ
ちこちの自治体のことをやっているとなると難しいと、地域福祉の評価は難しいなと思いた
すが、皆さま適格に問題点を指摘されていたなと感じます。

本来であれば、十分に時間をかけて、ご意見やご質問等をお伺いしたいところではありま
すが、次の議事の関係上、あまり時間をとることができませんので、事務局より、お手元にご質
問やご意見等をおききするための意見シートが配布されております。事務局から意見シートの
説明をお願いします。

<事務局より意見シートについて説明>

(会長)

それでは、「審議事項(2) 尼崎市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例について」に移ります。それでは、説明願います。

<事務局より「尼崎市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例」について説明>

(会長)

ただいま尼崎市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例についての説明がありました。

この審議会で、これを取りあげるといことは、皆さんからなにか意見を求めているということなのでしょうか。

(事務局)

社会福祉法に基づく施設となりまして、当然、市の基準をつくる上で、みなさんのご意見がうかがいたいといった趣旨になります。

(会長)

一番、最初にありました、貧困ビジネスを排除していくといったことが一つ大きなポイントだと思います。その際に、立ち入りの検査と営業停止等のことが条例で設けられるのでしょうか。

(事務局)

立ち入り権、調査権については、社会福祉法の中で定義されておりまして、その中で指導するという事になっていきます。現時点で尼崎には2団体が3か所で無料低額宿泊所を運営しております。法の中で、入居者の50%以上が生活保護の受給者であることと定義されておりまして。基本的には生活に困窮している、住居をなくされた方については福祉事務所の方でご相談を承った上で、一時の住居施設としてこういったことを提案させてもらって適応させてもらっている状況になります。施設側とは定期的に会議を設けさせてもらって、運営方法であるとか課題等については情報共有の中で必要な指導についても、これまでも国のガイドラインに基づいてさせていただいておりましたが、今回は法に定めてもらっている中で、それについては守ってもらいたい。引き続き指導させていただきたいと考えています。

(会長)

指導の中身をみて、権限を担保されるかどうか。特に廃業させるとか、先ほどの暴力団が絡んでいると分かったときに廃業させることができる条例なのか、そういった条例をつくるのか。

(事務局)

条例の中にはそこは、設けません。社会福祉法の中で、そこについては、設けておりますので、そのまま適用させていただきます。

(委員)

意見ではないですが、無料低額宿泊所ということですが施設はどうなっているのでしょうか？バリアフリーとか、まったく考慮されていないのでしょうか？ここには、まったく記載されていないので。例えば障害者の方は結構、生活保護の方が多いのですが、もちろん障害者の方は、違った施設に入ることがあるかと思いますが、施設に入るほどでもない、そういった場合は、そういった人たちが生活保護には基準がたくさんあると思いますが、そういった方たちが行った場合、生活できるのか、お伺いしたい。

(事務局)

この国の省令においても、バリアフリーについては定めているものは特にありません。そもそも障害者の方、養護医療等については、こういった施設よりかは、より適した施設をご案内させていただくのが、我々としては基本的な姿勢。施設の中は、エレベーターはあります。すべて障害者に対して適したバリアフリーが満足にあるといったものではありません。その基準条例の中にも含まれておりません。

(委員)

暴力団関係のことで、暴力団員で無くなった日から5年経過とか、暴力団密接関係者という、

そうじゃない証明は出来るのか。また、それをチェックする方法というのはあるのでしょうか？

(事務局)

こちらにつきましては基本的に暴力員であるかどうかの該当については兵庫県警に問い合わせしております。その中で、暴力団であるかどうかを認定している。それは生活保護に関しても、同じことが言えます。

(委員)

それは密接関係者も同じような情報が取れるということなののでしょうか？

(事務局)

具体的には、今まで事例が出ていないので、そのようなケースが出たときに検討することにはなってくると思います。

(会長)

組員の内縁の妻が経営している、そういったケースですね。

(委員)

これは、例えば市営住宅をもって出来ないのでしょうか。

(事務局)

それは、無料低額宿泊所を市営住宅でといったことですよ。運用場所については、市営住宅をなにか触るのでなくて。

(委員)

そうではなくて。ここを紹介するよりは市営住宅を斡旋することは出来ないのでしょうか。

(事務局)

例えば災害時等のときに、一時的な避難場所として市営住宅で受け入れるケースはあるかもしれませんが、通常の中で市営住宅についてはタイミング、タイミングで市営住宅に入るっていうのは難しいことになるかと思います。

(委員)

結構、いろいろと施設長がついていたりとか食事の提供があるかと思います。自立支援の観点から言うと、やはり、ある程度の自分で自立させていく方向に向けていくのがいいような気がしたので。

(事務局)

無料低額宿泊所の中では、当然、在宅支援いわゆる生活リズムがくるっていうとか金銭管理等の混乱性がある方とかおられます。そういった方が、生活上の自立が出来るような支援をさせてもらって居宅の方にしていただくような支援施設も事業としてやらせていただいております。そういったことを活用して、ここはあくまで一時的な住処として位置づけしてもらって運営させてもらっています。

(会長)

今後のスケジュールとして、第2回地域福祉専門分科会の開催を2月下旬頃(3月上旬)に予定しております。

(会長)

それでは、これをもちまして、令和元年度尼崎市社会保障審議会第1回地域福祉専門分科会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

(閉会)

以 上